

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第13号

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則（平成23年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第3条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1の左欄に掲げる特定学資支給金（<u>独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項の学資支給金のうち独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第1項第1号又は第2項第1号に定める額のもの</u>をいう。以下同じ。）の受給の有無並びに学校及び通学形態の区分（以下「奨学生区分」という。）に応じて同表の右欄に掲げる金額（県内の大学等に在学する者にあつては、当該金額又は当該金額の最高額に1万円を加算した額。第9条第1項において同じ。）のうち、奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(届出等)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 特定学資支給金を受け、又は受けないこととなったとき。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定学資支給</td> <td>大学 地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条</td> <td>自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金額（月額）	特定学資支給	大学 地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条	自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円	<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第3条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1の左欄に掲げる学校及び通学形態の区分（以下「奨学生区分」という。）に応じて同表の右欄に掲げる金額（県内の大学等に在学する者にあつては、当該金額又は当該金額の最高額に1万円を加算した額。第9条第1項において同じ。）のうち、奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(届出等)</p> <p>第14条 奨学生又は奨学金の貸付けを受けた者（以下「奨学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する</td> <td>自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金額（月額）	大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する	自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円
区 分		金額（月額）													
特定学資支給	大学 地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条	自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円													
区 分		金額（月額）													
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する	自宅通学のと き 2万円、3万円又は45,000円													

金を
受け
ない
者

		第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する大学		自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円又は51,000円
私立の大学		学部	自宅通学のとき	2万円、3万円、4万円又は54,000円	
			自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円、5万円又は64,000円	
		短期大学	自宅通学のとき	2万円、3万円、4万円又は53,000円	
			自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円、5万円又は6万円	
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		5万円又は88,000円		
	博士課程		8万円又は122,000円		
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第2条に規定する独立行政法人国立高等専	第4学年及び	自宅通学のとき	2万円、3万円又は45,000円	
		第5学年	自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円又は51,000円	

		国立大学法人をいう。以下同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する大学		自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円又は51,000円
私立の大学		学部	自宅通学のとき	2万円、3万円、4万円又は54,000円	
			自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円、5万円又は64,000円	
		短期大学	自宅通学のとき	2万円、3万円、4万円又は53,000円	
			自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円、5万円又は6万円	
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		5万円又は88,000円		
	博士課程		8万円又は122,000円		
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第2条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。)及び公立大学法人が設置する高	第4学年及び	自宅通学のとき	2万円、3万円又は45,000円	
		第5学年	自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円又は51,000円	

		門学校機構をいう。 以下同じ。)及び公 立大学法人が設置す る高等専門学校			
		私立の高等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のと き 自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円 2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円
専修 学校	国、地方公共団体及び国立 大学法人が設置する専修学 校の専門課程			自宅通 学のと き	2万円、3万 円又は45,000 円
				自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又 は51,000円
	私立の専修学校の専門課程		自宅通 学のと き	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円	
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円	
特定 学資 支給 金を 受け る者	大学	地方公共団体、国立 大学法人及び公立大 学法人が設置する大 学	学部	自宅通 学のと き	17,000円
				自宅外 通学の とき	2万円、3万 円又は34,000 円
		短期大学		15,000円	
		私立の大学	学部	自宅通 学のと き	2万円、3万 円、4万円又 は5万円

		等専門学校			
		私立の高等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のと き 自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円 2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円
専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法 人が設置する専修学校の専門課程			自宅通 学のと き	2万円、3万 円又は45,000 円
				自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又 は51,000円
	私立の専修学校の専門課程		自宅通 学のと き	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円	
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円	

備考

- 1 「短期大学」、「大学院」及び「専門職大学院」とは、それぞれ学
校教育法に規定する短期大学、大学院及び専門職大学院をいう。
- 2 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる
課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 3 「自宅通学のとき」とはその者の生計を主として維持する者と同居
するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学
のとき」とは自宅通学のとき以外のときをいう。

			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は 64,000円
		短期 大学	自宅通 学のと き	2万円、3万 円又は36,000 円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円又は39,000 円
高等 専門 学校	地方公共団体、独立 行政法人国立高等専 門学校機構及び公立 大学法人が設置する 高等専門学校	第4学年及び 第5学年		15,000円
	私立の高等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のと き	2万円、3万 円又は36,000 円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円又は39,000 円
専修 学校	国、地方公共団体及び国立 大学法人が設置する専修学 校の専門課程		自宅通 学のと き	17,000円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円又は34,000 円
	私立の専修学校の専門課程		自宅通 学のと き	2万円、3万 円、4万円又 は5万円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円

備考

- 1 「短期大学」、「大学院」及び「専門職大学院」とは、それぞれ学校教育法に規定する短期大学、大学院及び専門職大学院をいう。
- 2 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 3 「自宅通学のとき」とはその者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは自宅通学のとき以外のときをいう。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に締結されている大学生等奨学金の貸付けの契約については、改正後の香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。